【授業計画書の作成について】

①授業計画案は理学療法・作業療法各学科会議を基に担当教員が確認と変更・修正 を実施する。(毎年3月・8月)

下記項目に着眼し到達目標と評価基準、授業内容、方法等について前期、後期、年度末に検討・改善を行う。

- ・学生からの授業アンケート
- ・ 定期試験の結果
- ・理学療法作業療法国家試験の動向及び課題
- ・臨床実習の状況と評価(臨床実習評価の手引き)
- ②理学療法学科会議、作業療法学科会議、および両学科会議を踏まえたものを教務で調整、取りまとめる形で授業計画を検討し入学年度の授業計画を作成する。 (毎年12月)
- ③シラバスの作成及び公表
 - 講師に配布(4月)
 - ・在校生は、当該期(前期・後期)前にあらためて学科毎に公表(説明) ※HP にシラバスの公表(実務経験についての公表を含む)

【授業科目学修成果の評価について】

履修規定に準じて厳正に評価を行う

- ①定期試験 当該学期に行われた授業科目のうちその期で終了する科目に対して試験 を行う
- ②受験資格 当該授業科目の出席時間数 2/3 以上の出席が必要 ただし試験開始 30 分以上の遅刻や学費未納の者は受験を認めない
- ③成績評価 1)成績評価は筆記試験のみならず実技試験・レポート・出席状況を総合的に 評価する
 - 2) 評定区分は次の通り
 - 100 点満点で評価し60 点以上を合格とする
 - S (90 点以上) A (80 点以上) B (70 点以上) C (60 点以上)
 - D(60点未満)

不正行為があった場合はその科目の評価は不可とする

- ④追 試 験 正当な理由により(試験欠席届および証明書添付)定期試験を受験できなかったものに対して行う。ただし合格した者は最高80点とする
- ⑤再 試 験 定期試験の成績が 60 点未満であり再試験受験願を提出した者に 対して行う。ただし合格した者の評点はすべて 60 点とする
- 【臨床実習】臨床実習の履修条件はそれまでに履修すべき全ての教科目及び単位を修得すること。評価については定期試験と同様 *再実習は行わない

【客観的な指標設定及び成績評価について】

- ①客観的な指標の設定
 - ・成績評価を各教科 100 満点で点数化し、その平均点と標準偏差を指標とする。加えて実技試験・レポート・出席状況等を勘案する。
- ②単位の認定(学則に準じる)
 - ・学院長は、授業科目の履修状況及び試験の結果(客観的な指標で算出された点数) を考慮し、その授業科目単位を各学科(理学療法学科、作業療法学科)別に認定 する。
 - ・職員会議で単位認定会議を実施し単位認定を行う(一覧表作成する)
 - ・単位認定会議は、前期・後期毎に実施し年度末には進級判定会議を行う。

③成績の公表

- ・客観的な指標で算出された点数による成績の分布状況を公表する。
- ・学生への定期試験後成績開示を年2回(前期・後期)面談と共に行う。 合わせて保護者へも成績通知書として郵送にて報告する。

【卒業の認定方針の策定等について】

- ・3年間で修得すべき単位 ○理学療法学科 126単位 (3,150時間)
 - ○作業療法学科 131 単位 (3, 165 時間)
- ・本学院を卒業するには、所定の修業年限を在学し所定の全単位を取得しなければ ならない。
- ・学院長は、前条の要件を満たした者につき、職員会議を経て卒業を認定する。
- ・学院長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。
- ・卒業の認定を受けた者は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与 に関する規定により、専門士の称号を授与する。